



SCB

本号の内容

1. 海外トピックス：日本、ベトナム、インドネシア、スリランカ
2. 最近寄せられた相談事例（Q&A）：米国の ESTA について

1. 海外トピックス

日本：在留資格の変更等に関する手数料の上限額を引上げ

政府は6月5日、入管法等を改正し、在留外国人の在留資格の変更・更新、永住許可取得について、手数料上限額を1万円から各10万円、30万円まで引き上げました。特定技能や技能実習も対象で、具体的な手数料金額は今年度内、政令により定められます。

ベトナム：食品安全検査の対象となる輸入食品の新リストを発表

商工省は6月1日、食品安全検査の対象となる輸入食品について新リストを発表しました。飲料、菓子、植物油等の各項目が細分化され、各項目にHSコードが付与されています。食品安全検査の円滑化と透明性の確保を目的としており、施行日は7月17日です。

インドネシア：政策金利を約1か月内に1%引上げ

中央銀行は6月18日、政策金利を0.25%引き上げ5.75%にすると発表しました。5月9日と6月9日にも各0.50%、0.25%引き上げており、約1か月で1%の利上げとなります。ルピア相場下落への対抗措置であり、中銀は為替介入の強化方針も示しています。

スリランカ：輸入自動車に対する関税にサーチャージを付加

政府は5月16日から3か月間、輸入自動車（中古車含む）など指定したものを対象に、関税額の50%相当のサーチャージを課すと発表しました。5月15日以前に信用状（L/C）が開設された輸入取引は対象外です。外貨準備高の保全などが目的とされています。

2. 最近寄せられた相談事例 (Q&A) : 米国のESTAについて

Q 当社は加工食品製造業で、米国向けにも輸出しています。このたび、営業担当者を約1か月米国へ派遣し、既存取引先を訪問するほか、展示会の視察や新規取引先との商談を行う予定です。渡航準備を進める中で、米国取引先の担当者から「ESTAを取得すればよい」と言われました。ESTAの概要と取得に関する留意点を教えてください。

A ESTA (Electronic System for Travel Authorization) は、米国の電子渡航認証システムです。日本国籍者は、米国のビザ免除プログラム (Visa Waiver Program) の対象となっているため、90 日以内の短期商用や観光を目的とする滞在については、原則としてビザ (査証) の取得が免除されます。

ビザ免除プログラムの利用には、ESTA によるオンライン申請・承認が必要であり、渡米の 72 時間以上前までに申請することが推奨されています。最新の情報については、ESTA の公式サイト (<https://esta.cbp.dhs.gov>) で確認してください。

なお、現地で予定している活動内容によっては、ESTA ではなく他の種類のビザが必要となる場合があります。活動内容がビザ免除プログラムの範囲に該当するか判断に迷う場合は、専門家等へ事前に相談することをお勧めします。

1. ビザ免除プログラム (ESTA 承認) で認められる主な活動

ビザ免除プログラムで認められる活動は、90 日以内の商用または観光に限られます。

商用 : 取引先との会合・契約交渉、科学・教育・専門・ビジネス分野の会議への参加、財産の処理など
観光 : 旅行、休暇、娯楽、友人・親族の訪問、休養、治療、同窓会や社交行事への参加、報酬を伴わない音楽・スポーツ等のイベントやコンテストへのアマチュア参加、奉仕活動など

2. B1 ビザとビザ免除プログラムについて

商用を目的としたビザには、B1 ビザもあります。同ビザで認められる商用の範囲は、基本的にビザ免除プログラムと同様ですが、90 日を超える滞在を予定している場合や、ビザ免除プログラムでは認められていない活動を行う場合に取得の検討が必要です。

日本からの渡航による現地での商談や展示会への参加・視察などは、通常、90 日以内であることが多いため、ビザ免除プログラム (ESTA) を利用するケースが一般的ですが、最終的な入国の可否は米国の入国審査官の判断によるため注意が必要です。

なお、米国内で報酬を受け取る可能性がある場合は、ビザ免除プログラムや B1 ビザの範囲外です。事前に専門家等へ相談し、適切なビザを取得してください。

<編集・発行>
信金中央金庫
企業成長推進部 グローバル事業推進室
東京都中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7703

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。
また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。
なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更するご2がありますのでご注意ください。